

目次

教育長訓令
○北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令…………… 1
告示
○令和6年度(2024年度)北海道教育委員会職員(船員)採用選考の実施について…… 3
○教育職員免許状の失効について…………… 5

教育長訓令

北海道教育委員会教育長訓令第8号

庁中一般
道立学校

北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和6年8月28日

北海道教育委員会教育長 中島俊明

北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令

北海道立学校職員服務規程(昭和41年北海道教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「所属職員」を「職員」に改め、「校長に」を削る。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式(第7条関係)

復 命 書

年 月 日

様

勤務学校 _____
職 名 _____
氏 名 _____

次のとおり、復命します。

記

1 用 務

2 期 間 年 月 日 () から
 年 月 日 () まで

3 用 務 先

4 用務処理の状況 次(別記)のとおりです。

5 添付書類

記載上の注意

- 1 復命は旅行命令権者に対して行うものとする。
- 2 「用務処理の状況」は、旅行期間中の各日ごとに、用務の場所、内容、対応者等について記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

附 則

この教育長訓令は、令和6年9月1日から施行する。

告 示

北海道教育委員会告示第50号

令和6年度(2024年度)北海道教育委員会職員(船員)採用選考を次の要項により行う。
令和6年8月28日

北海道教育委員会教育長 中 島 俊 明

令和6年度(2024年度)北海道教育委員会職員(船員)採用選考実施要項

1 目的

この選考は、北海道教育庁渡島教育局実習船に乗り組み、次の業務に従事する船員を採用するために行うものです。

2 採用職種等

採用職種	採用予定数	職務内容	勤務場所
船員(甲板員)	3名	実習船の甲板における業務	北海道教育庁
船員(司厨員)	1名	実習船の厨房に関する業務	渡島教育局実習船

※ 上記職種を重複して申し込むことはできません。また、申込書提出後の職種の変更は認めません。

※ 採用予定数は、欠員の状況等により変更することがあります。

3 採用予定日

令和7年(2025年)4月1日(既に学校等を卒業している方は、令和6年度(2024年度)中に採用する場合があります。)

4 受験資格

(1) 次の全ての要件を満たす者

- ア 昭和40年(1965年)4月2日以降に生まれた者で、令和7年(2025年)4月1日から勤務が可能なもの
- イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- ウ 採用職種に応じた要件のいずれかに該当する者

採用職種	要 件
船員(甲板員)	①五級以上の海技士(航海)資格を取得している者 ②五級以上の海技士(航海)試験の筆記試験に合格している者 ③船舶職員養成施設の課程を修了(見込みの者を含む。)し、五級以上の海技士(航海)試験の筆記試験が免除される者 ④高等学校設置基準(平成16年文部科学省令第20号)第6条第2項に規定する水産に関する学科を卒業(見込みの者を含む。)し、1か月以上の乗船履歴がある者
船員(司厨員)	採用予定日において調理師免許又は船舶料理士免許を有する(見込みの者を含む。)者

エ 実習船勤務が可能な心身ともに強健な者

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号(次のアからエまで)のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 北海道において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験方法

(1) 筆記試験(作文)

(2) 口述試験(個別面接)

6 試験の日程及び会場

(1) 期日 令和6年(2024年)10月10日(木)

13:00	集合
13:15~14:45	筆記試験(作文)
14:45~15:00	休憩
15:00~	口述試験(個別面接)

(2) 会場 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島合同庁舎4階403号会議室

※受験番号や詳細については、申込期間終了後、文書によりお知らせします。

7 申込方法

次の書類を申込期間内に北海道教育庁渡島教育局実習船管理室あて提出してください。

(1) 申込書類

ア 北海道教育委員会職員(船員)採用選考申込書(所定の様式)

イ 高等学校の卒業(見込)証明書又は学校教育法に規定する高等学校を卒業した者と同等以上の学力があることを証明する書類

ウ 上記「4 受験資格」の(1)のウに定める資格に関するいずれかの証明書類(下表参照)

(ア) 資格取得者

採用職種	証明書類
船員(甲板員)	海技免状の写し(五級以上の海技士(航海))
船員(司厨員)	調理師免許又は船舶料理士免許の写し

(イ) 資格未取得者

採用職種	証明書類
船員(甲板員)	<ul style="list-style-type: none"> 筆記試験合格者…筆記試験合格証明書の写し 船舶職員養成施設の課程修了者又は修了見込みの者…課程修了(見込)証明書 高等学校設置基準第6条第2項に規定する水産に関する学科を卒業(見込みの者を含む。)し、1か月以上の乗船履歴がある者…卒業(見込)証明書、単位修得(見込)証明書及び乗船証明書(乗船証明書の証明印は、代表者(所属長)の職印)
船員(司厨員)	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得見込みの者…採用予定日までに調理師免許又は船舶料理士免許を取得できることを証明する書類

※ アについては北海道教育庁渡島教育局において配布します。また、渡島教育局のホームページからダウンロードできます。

(<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>)

なお、郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「船員申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角2号:A4判が入る大きさ)を同封し、11の申込先に請求してください。

(2) 申込期間

申込方法	受付期間	備考
持参する場合	令和6年(2024年)8月28日(水)から 令和6年(2024年)9月30日(月)まで	9時から17時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
郵送の場合	令和6年(2024年)9月30日(月)の消印のものまで有効	封筒の表に「船員採用選考申込書類」と朱書きし、「簡易書留」で送付すること。

※ 申込書類が不備のものは受け付けません。また、この試験において提出された書類は返却できません。

※ 申込書類に虚偽の記載があった場合は、受験又は採用の対象から除かれることがあります。

8 給与

給与は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
 次の金額は、令和6年(2024年)4月1日現在における新卒者の場合の例です。

学 歴	初任給	諸 手 当
大学卒	246,100円	期末手当、勤勉手当、住居手当、扶養手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
短大卒	218,600円	
高校卒	193,900円	

※ 初任給は採用者の経歴などを考慮の上、決定されます。

9 合格発表

試験結果は、試験終了後7日以内に受験者に通知します。

また、合格者の受験番号については、北海道教育庁渡島教育局のホームページ上で発表します。

(<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>)

10 その他

(1) 試験当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 申込後に、本試験を受験しないこととなった場合は、その旨を11の問合せ先に連絡してください。

11 申込先及び問合せ先

〒041-8557

函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局実習船管理室

電話 0138-47-9579(直通)

北海道教育委員会告示第51号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により、失効した。

令和6年8月28日

北海道教育委員会教育長 中 島 俊 明

氏 名	眞 田 大 輝	本 籍 地	山 形 県
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授 与 年 月 日	授 与 権 者
小学校教諭1種免許状	平23小1第154号	平成24年3月15日	北海道教育委員会
失 効 年 月 日	令和6年7月19日		
失 効 の 事 由	教育職員免許法第10条第1項第1号(同法施行細則第20条第8号ア)該当		
氏 名	高 橋 和 也	本 籍 地	北 海 道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授 与 年 月 日	授 与 権 者
中学校教諭1種免許状(保健体育)	平18中一種第0357号	平成19年3月15日	北海道教育委員会
高等学校教諭1種免許状(保健体育)	平18高一種第0745号		
失 効 年 月 日	令和6年7月25日		
失 効 の 事 由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第20条第8号イ)該当		
氏 名	岩 本 恭 明	本 籍 地	北 海 道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授 与 年 月 日	授 与 権 者

中学校教諭1種免許状 (保健体育)	平19中1第12564号	平成20年3月31日	東京都教育委員会
高等学校教諭1種免許状 (保健体育)	平19高1第13058号		
失効年月日	令和6年7月25日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第20条第8号ウ及びオ)該当		
氏名	成田秀臣	本籍地	北海道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
小学校教諭1種免許状	平12小一種第0455号	平成13年3月15日	北海道教育委員会
中学校教諭1種免許状 (音楽)	平12中一種第0846号		
高等学校教諭1種免許状 (音楽)	平12高一種第1238号		
失効年月日	令和6年8月8日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第20条第8号オ)該当		